# 「生活環境保全上の支障又はそのおそれ」及び「支障の除去等の措置」について

# 1 法律上の規定

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(S45.12.25 法律第137号) より抜粋

(措置命令)

第十九条の五 産業廃棄物処理基準(特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準)に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事(当該処分を行つた者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第十九条の八において同じ。)は、必要な限度において、次に掲げる者(次条及び第十九条の八において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

第十九条の八 第十九条の五第一項に規定する場合において、<u>生活環境の保全上の支障が生じ、</u> 又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、<u>都道府</u> 県知事は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。

# 2 措置命令

「行政処分の指針について」(H17.8.12 各都道府県・政令市あて環境省通知)より抜粋

- 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき
- ① 「生活環境」とは、環境基本法(平成5年法律第91号)第2条第3項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであること。また「生活環境の保全」には当然に人の健康の保護も含まれること。
- ② 「おそれ」とは「危険」と同意義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態をいうこと。しかし、高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障の生ずるおそれがあると思わせるに相当な状態をもって足りること。
- ③ このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいい、例えば、安定型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となること。

#### 〇 「支障の除去等の措置」の内容

命令は「必要な限度において」とされており、支障の程度及び状況に応じ、その支障を除去し又は発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるように命じなくてはならないこと。具体的には、例えば最終処分場において、浸出液により公共の水域を汚染するおそれが生じている場合には、遮蔽工事や浸出液処理施設の維持管理によって支障の発生を防止できるときは、まずその措置を講ずるように命ずるべきであって、これらの方法によっては支障の発生を防止できないときに始めて、処分された廃棄物の撤去を命ずるべきであること。

# 3 生活環境の保全上の支障の除去等の措置

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ 着実に推進するための基本的な方針」(H15.10.3 環境省告示第104号) より抜粋

## ○ 「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは

社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう。

#### 〇 支障の除去等の方法

- 支障の除去等については、措置命令の対象の範囲内で行うものとする。
- ・ 支障の除去等の実施は、当該特定産業廃棄物の種類、性状、地域の状況及び地理的条件等に 応じて、支障の除去等に係る効率、事業期間、事業に要する費用等の面から最も合理的に支障 の除去等を実施することができる方法によるものとする。基本的には次のアからウまでに掲げ る方法によることとし、これにより難い場合にあっては、周辺環境への影響等をも勘案した上 で、別の方法を採用することができることとする。

#### ア 特定産業廃棄物等の掘削及び処理

特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等を周辺環境に影響を及ぼさないように掘削し、必要に応じて掘削された場所を汚染されていない土壌等により埋めること。 掘削した特定産業廃棄物及び土壌等について、特定産業廃棄物及び土壌等の種類ごとにその分別を十分に行うとともに、焼却、溶融、中和等、特定産業廃棄物及び土壌等の種類に応じた適切な処理方法を選択すること。

また、選択した処理方法に則した施設において処理を実施するとともに、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準その他の基準に基づく処理が行われていることを確認すること。

#### イ 原位置での浄化処理

特定産業廃棄物及びこれに起因して汚染されている土壌等について、溶融又は含まれている有害化学物質の抽出、分解その他の方法により、これらの特定産業廃棄物及び土壌等を掘削せずに処理すること。

当該特定産業廃棄物及び土壌等の処理に当たっては、必要に応じてその範囲の側面を囲み、 当該特定産業廃棄物及び土壌等の下にある不透水層であって最も浅い位置にあるものの深 さまで、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること。

処理作業の終了後、処理を行った特定産業廃棄物又は土壌等が生活環境の保全上の支障を 生じさせるおそれがないことを確認すること。

## ウ原位置覆土等

有害産業廃棄物に該当する特定産業廃棄物が含まれていないことを確認すること。

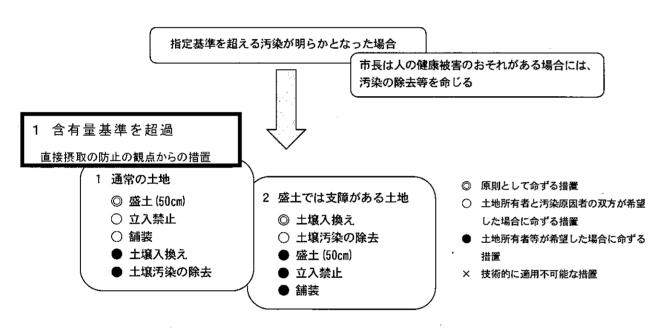
把握された特定産業廃棄物について、生活環境の保全上の支障の原因となる有機性の産業 廃棄物等を十分に分別除去した上で、除去後に残された特定産業廃棄物が含まれる範囲の土 地を、コンクリート、アスファルト又は汚染されていない土壌等により覆い、かつ、覆いの 損壊を防止するための措置を講ずること。

# 土壌汚染対策法の仕組み

#### 物質ごとに行うべき調査

特定有害物質(法第2条)	土壤含有量調查	土壌溶出量調査	土壌ガス調査
揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)		O (*)	0
重金属等 (第2種特定有害物質)	0	:O	
農薬等 (第3種特定有害物質)		0	

# (\*) 土壌ガス調査で特定有害物質が検出された場合



# 2 溶出量基準を超過

地下水経由の摂取の防止の観点からの措置

	揮発性有機化合物 (第1種) 第二溶出量基準		重金属等(第2種) 第二溶出量基準		農薬等(第3種)	
					第二溶出量基準	
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
原位置不溶化・不溶化埋め戻し	×	×	•	×	×	×
原位置封じ込め	0	· ×	0	© (*)	0	×
遮水工封じ込め	0	×	0	O(*)	0	×
遮断工封じ込め	×	×	0	0	0 .	0
土壌汚染の除去	0	0	0	0	0	0

(\*) 汚染土壌を不溶化し、第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要

# 土壌汚染対策法対象物質と指定基準、第二溶出量基準

分類	*************************************	指定基準 (法第5条)		(規則第24条)	(参考) 土壌環境基準
	特定有害物質 (法第2条)	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	第二溶出量基準 (mg/L)	(銅を除く) (mg/L)
(第一	四塩化炭素	0.002以下		0.02以下	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下		0.04以下	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下		0.2以下	0.02以下
	シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04以下		0.4以下	0.04以下
第一種特定有害物質)揮発性有機化合物	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下		0.02以下	0.002以下
定機	ジクロロメタン	0.02以下		0.2以下	0.02以下
温化	テトラクロロエチレン	0.01以下		0.1以下	0.01以下
物質物	1,1,1-トリクロロエタン	1以下		3以下	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下		0.06以下	0.006以下
	トリクロロエチレン	0.03以下		0.3以下	0.03以下
	ベンゼン	0.01以下		0.1以下	0.01以下
(第二種特定有害物質)	カドミウム及び	0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下であり、かつ、 農用地においては、米
	その化合物	0.0122			Bracesorでは、不 1kgにつき1mg未満
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	1.5以下	0.05以下
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	1.0以下	検出されないこと
種特重	水銀及びその化合物	0.0005以下	15以下	0.005以下	0.0005以下
特重定有属	アルキル水銀	検出されないこと	***************************************	検出されないこと	検出されないこと
害	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
物  質	鉛及びその化 <del>合物</del>	0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下
<b>O</b>	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下であり、かつ、農用 地 (田に限る) においては、 土壌1kgにつき15mg未満
	ふっ案及びその化合物	0.8以下	4,000以下	24以下	0.8以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	30以下	1以下
第	シマジン	0.003以下		0.03以下	0.003以下
(第三種特定有害物質)	チオベンカルブ	0.02以下		0.2以下	0.02以下
	チウラム	0.006以下		0.06以下	0.006以下
害物	PCB	検出されないこと		0.003以下	検出されないこと
質	有機りん化合物	検出されないこと		1以下	検出されないこと

指 定 基 準:土壌汚染がある土地と評価される指定区域の指定に係る基準

第二溶出量基準:土壌溶出量基準の10~30倍に相当し、地下水等摂取によるリスクに係る措置の選択または決定材料と

なる。 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準と同じ